

債権回収会社と類似の名前をかたった業者による 架空の債権の請求にご注意ください

悪質な業者が「法務大臣の許可した債権回収会社」の名前又は類似の債権回収業者の名前をかたって「債権譲渡を受けた」などとして架空の債権を請求するケースについての相談・情報が、法務省や消費生活センター等に寄せられています。

1. 心当たりのないものは支払う必要はありません。請求には応じないようにしましょう。
支払わない場合には「裁判になる」、「差押えを強制執行する」、「勤務先に集金に行く。出張旅費もあわせて請求する」、「信用情報機関のブラックリストに登録する」といった、脅しのような文句があったとしても、慌てて支払ったりしないようにしましょう。いったん支払うと、取り戻すことは困難になります。
2. 悪質な業者には一切連絡しないようにしましょう。
それが債務を確認するためや支払い意思のないことを伝えるものであっても、こちらから連絡をすることによって電話番号等の個人情報を知られてしまうおそれがあります。たとえ業者側から連絡があっても、名前、住所、電話番号、勤務先等の個人情報は絶対に知られないようにしましょう。
3. 架空の債権の請求は、犯罪にあたる可能性がありますので、悪質な場合には、最寄りの警察署に相談しましょう。
そのためにも、請求の書類等は念のため保管しておいた方がよいでしょう。
4. 法務大臣の許可した債権回収会社が、出会い系サイト、アダルトサイト、ツーショットダイヤルの利用料を請求することはありません。また、例えば「有料番組未納料金」、「電子消費者契約通信未納利用料」などと称するものを請求することもあります。
5. 法務大臣の許可した債権回収会社は、次のような方法により請求や督促を行うことはありませんので、注意してください。
 - (1) 目隠しシールのないハガキや電子メール、携帯電話等での請求や督促
 - (2) 連絡先として多数の電話番号を列举
 - (3) 請求書面で、担当者の連絡先として携帯電話を指定
 - (4) 個人名義の口座を回収金の振込先に指定

困った時はまず相談！

相談窓口 月～金曜日（祝日・年末年始は除く）

岡山県消費生活センター 津山分室 ☎0868-23-1247（相談専用）

鏡野町役場 町民課 ☎0868-54-2984（直通）

土曜日、日曜日（祝日・年末年始は除く）の場合は下記に

岡山県消費生活センター ☎086-226-0999（相談専用）

平成19年
4月から

住民票・戸籍謄抄本交付請求時など、 本人確認書類の提示の対象が広がりました。

現在、本人になりすました虚偽の届出を防止するため、窓口での届出人等の本人確認を実施していますが、平成19年4月から、印鑑証明や住民票、戸籍謄抄本などの交付請求においても本人確認を実施します。戸籍の届出（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁）、転入・転出などの住所変更届、印鑑証明や住民票、戸籍、各種証明の請求をするときには、免許証や保険証など、ご本人を確認できるものをご持参下さい。

○本人確認に利用できるもの

運転免許証・パスポート・外国人登録証明書・身体障害者手帳・健康保険証・年金手帳・各種年金証書・住民基本台帳カードなど。

なお、業者・金融機関及び第三者の方が請求される場合は、委任状又は契約書など利害関係がわかる書類の提示をお願いします。

■4月から本人確認が必要となる証明書

- 住民票の写し、住民票記載事項証明書
- 戸籍の附票の写し
- 戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）・個人事項証明書（戸籍抄本）
- 除かれた戸籍の全部事項証明書（除籍謄本）等
- 身分証明書
- 印鑑登録証明書

■すでに本人確認を実施しているもの

- 印鑑登録の申請
- 戸籍の届出
- 住民異動の届出
- 住民基本台帳カードの交付申請
- 個人認証（電子証明書の発行）

お問い合わせ

鏡野町役場 町民課

☎0868-54-2984

